

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第三十条の三十一 (略)

2 令第五条の二第二項に規定する算定基準によらないこととする場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一・五 (略)

2・3 (略)

第四十三條の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(令第三条の二第二項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「二・一メー

(区域の設定に関する標準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第五項に規定する区域の設定に関する標準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

第三十条の三十一 (略)

2 令第五条の二第二項に規定する算定標準によらないこととする場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一・二 (略)

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。

一・五 (略)

2・3 (略)

第四十三條の二 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(令第三条の二第二項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であつて、精神病床を有するものについては、第十六条第一項第十一号イ中「二・七メートル」とあるのは「

トル」と、第十九条第一項第一号及び第二項第一号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同条第二項第二号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

別表第六

項	式
一〇四	(略)
	<p>備考 この表における式において、 $F_1, B_4, C_1, C_2, C_3, D_1, D_2, D_3, A_1, A_2, A_3, A_4, B_1, B_2, B_3, B_4, C_1, C_2, C_3, D_1, D_2, D_3, E_1, E_2, E_3, E_4, F_1, F_2, G, H, I, J, K$及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>F_2, A_1, F_1 (略) F 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあっては、第一号の値とする。 一・二 (略) G (略) H (略) I (略) J 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあっては、第一号の値とする。 一・二 (略) K・L (略)</p>

二・一メートル」と、第十九条第一項第一号及び第三号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同条第四号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

別表第六

項	式
一〇四	(略)
	<p>備考 この表における式において、 $F_1, B_4, C_1, C_2, C_3, D_1, D_2, D_3, A_1, A_2, A_3, A_4, B_1, B_2, B_3, B_4, C_1, C_2, C_3, D_1, D_2, D_3, E_1, E_2, E_3, E_4, F_1, F_2, G, H, I, J, K$及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>F_2, A_1, F_1 (略) F 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあっては、第一号の値とする。 一・二 (略) G (略) H (略) I (略) J 次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあっては、第一号の値とする。 一・二 (略) K・L (略)</p>

○ 看護師等の人材確保の推進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）の一部を改正する省令（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（看護師等確保推進者を置かなければならない病院）</p> <p>第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法（昭和二十二年法律第一百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。</p>	<p>（看護師等確保推進者を置かなければならない病院）</p> <p>第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法施行規則（昭和二十二年厚生省令第五十号）第十九条第一項第四号に規定される員数の七割に満たない病院とする。</p>